

～中小企業の実体を踏まえた目的別～
法人の生命保険活用

株式会社 新日本保険新聞社
「保険税務のすべて」編集長
榊原正則

令和元年6月改正で、法人契約の取扱いが大きく変わった

新設・改正された法人税基本通達

項目	改正前	改正後
法人格取得の要件	役員1人以上、資本金100万円以上	役員1人以上、資本金100万円以上
役員報酬の課税	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税
役員報酬の控除	役員報酬に課税	役員報酬に課税

法人契約の定期保険・第三分野保険の新しい取扱い

最高解約 返戻率	項 目	取扱い
100%	定期保険	新取扱い
100%	第三分野保険	新取扱い
100%	定期保険	新取扱い
100%	第三分野保険	新取扱い
100%	定期保険	新取扱い
100%	第三分野保険	新取扱い
100%	定期保険	新取扱い
100%	第三分野保険	新取扱い

Year	Q1	Q2	Q3	Q4
2018	100	100	100	100
2019	100	100	100	100
2020	100	100	100	100
2021	100	100	100	100
2022	100	100	100	100
2023	100	100	100	100
2024	100	100	100	100
2025	100	100	100	100
2026	100	100	100	100
2027	100	100	100	100
2028	100	100	100	100
2029	100	100	100	100
2030	100	100	100	100

●除外(資産計上不要)

- 保険期間が3年未満のもの
- 最高解約返戻率が50%超70%以下で、かつ、1の被保険者につき年換算保険料が30万円以下のもの
- 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険で、1の被保険者につき当期の支払保険料が30万円以下のもの

●適用

- (1) (2)以外の改正については、令和元年7月8日以後の新契約に係る保険料に適用
- (2) 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険については、令和元年10月8日以後の新契約に係る保険料に適用
- (3) 改正通達の適用開始の日前に契約した既契約分については、それぞれの改正前の通達の取扱いの例による。

2つの「30万円以下」の全額損金の取扱い

- 1. 全額損金（30万円以下）
① 全額損金（30万円以下）
② 全額損金（30万円以下）
 - 2. 全額損金（30万円以下）
① 全額損金（30万円以下）
② 全額損金（30万円以下）
- 3. 全額損金（30万円以下）
① 全額損金（30万円以下）
② 全額損金（30万円以下）
 - 4. 全額損金（30万円以下）
① 全額損金（30万円以下）
② 全額損金（30万円以下）
 - 5. 全額損金（30万円以下）
① 全額損金（30万円以下）
② 全額損金（30万円以下）

払済保険への変更について

【重要】

※

※

※

《参考》法人契約の税務取扱いの変遷

改正時期	主な改正内容	備 考	適用関係
S55.12.25 (直法2-15)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人契約の生命保険料の取扱いが明文化 法基通9-3-4～9-3-8を新設 ・養老保険の2分の1損金処理 ・特約保険料の処理 ・転換時の処理 	終身保険は養老保険に準ずる(ただし、1/2損金はなし)	S55.12.25以後に開始する事業年度において支払う保険料から
S59.12.12 (直法2-3)	<ul style="list-style-type: none"> ■特約保険料の処理の改定 ・法基通9-3-6の2を新設 		S61.1.1より適用
S62.6.16 (直法2-2)	<ul style="list-style-type: none"> ■長期平準定期保険の取扱い ・保険期間の6割期間 50%損金、50%資産計上(前払費用) 	保険料が全額損金算入で、生存退職金の準備ができる	S62.7.1以後に支払う保険料から
H2.5.30 (直審4-19)	<ul style="list-style-type: none"> ■個人年金保険の取扱い ・10分の1損金処理 ・法人受取の場合の資産計上額の取崩し 	養老保険に準ずるなら、1/2損金もできるのか?	
H8.7.4 (課法2-3)	<ul style="list-style-type: none"> ■遡増定期保険の保険料の処理 ・保険期間の6割期間 ・損金算入割合が全額、1/2、1/3、1/4に区分 	S62直法2-2を改定	H8.9.1以後に支払う保険料から
H13.8.10 (課審4-100)	<ul style="list-style-type: none"> ■がん保険・医療保険(終身タイプ)の保険料の取扱い ・105歳を計算上の満期到達年齢とする 	保険期間は終身、短期払の経理処理はどうする?	H13.9.1以後に支払う保険料から

改正時期	主な改正内容	備考	適用関係
H13.11.8	■解約返戻金のない定期保険の取扱い ・長期平準定期保険の取扱いは適用しない	質疑応答をHPで公表	
H14.2.15 (課法2-1)	■払済保険へ変更した場合の処理 ・法基通9-3-7の2を新設 原則として、変更時に洗替経理処理	従来は「払済保険は特段の経理処理を要しない」	H14.1.1以後の払済みから
H15.12.15	■収入保障保険・年金払特約付保険（法人受取） ・年金受け取りのつど、益金計上でよい	「電話等照会回答整理票」	
H18.4.28	■長期傷害保険（終身保障タイプ）の税務上の取扱い ・105歳を計算上の満期到達年齢とし、 前半7割期間は1/4損金算入	「同業者団体等からの文書照会制度」による	適用日の明示なし
H20.2.28 (課法2-3、課審5-18)	■遡増定期保険の保険料の処理の改定 ・保険期間満了時の年齢が45歳超の場合 前半6割期間の損金算入割合が1/2、1/3、1/4	H19末のバブコメを経て、発遣	H20.2.28前の契約については、従来の取扱いを適用
H24.4.27 (課法2-5、課審5-6)	■がん保険（終身保障タイプ）の保険料の取扱い ・105歳を保険期間満了年齢として、前半5割期間を1/2損金 ・「例外的取扱い」を規定	1か月のバブコメを経て、発遣	H24.4.27前の契約については、従来の取扱いを適用

《参考》令和元年改正前の法人契約の取扱い

●法人受取、平準払い

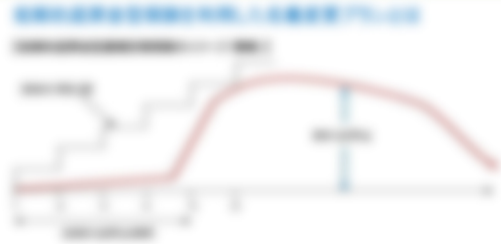
商 品	保険料の損金算入割合	資産計上期間
長期平準定期保険	1/2損金	前半6割期間
通増定期保険	全額損金、1/2、1/3、1/4損金	前半6割期間
医療保険	定期タイプ、終身タイプとも全額損金	—
がん保険	・定期タイプ…全額損金 ・終身タイプ…1/2損金	前半5割期間
長期傷害保険	1/4損金	前半7割期間

令和元年6月の法人税基本通達改正で何が変わったのか？





法人から個人への名義変更時の評価額の変更



令和3年6月改正後の所得税基本通達36-37

(保険契約等に関する権利の評価)

36-37 使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約(以下「保険契約等」という。)に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。)により評価する。

ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

- (1) 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利(法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。
- (2) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利(元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

(注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金などで処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

附 則

(経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。

●改正後の取扱いは、

令和元年7月8日以後に契約した最高解約返戻率が50%超の定期保険・第三分野保険の契約を、令和3年7月1日以後に名義変更したものに適用される。

令和3年6月の所得税基本通達36-37の改正による変化

1. 所得控除の改正

① 基礎控除の改正
令和3年6月1日施行
基礎控除額が10万円から11万円に引き上げられる。

② 扶養控除の改正
令和3年6月1日施行
扶養控除額が10万円から11万円に引き上げられる。

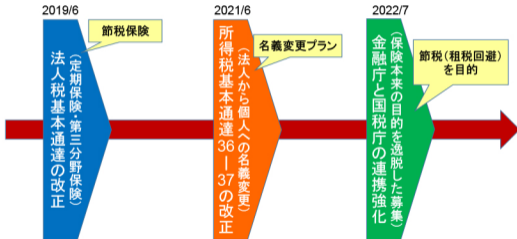
2. 所得割率の改正

① 所得割率の改正
令和3年6月1日施行
所得割率が10%から9%に引き下げられる。

② 所得割率の改正
令和3年6月1日施行
所得割率が10%から9%に引き下げられる。

③ 所得割率の改正
令和3年6月1日施行
所得割率が10%から9%に引き下げられる。

法人契約の生命保険の税務をめぐる動き



金融庁と国税庁の連携強化

節税(租税回避)を主たる目的として販売される保険商品への対応における
国税庁との更なる連携強化について(2022.7.14金融庁)

【背景】

「節税(租税回避)を主たる目的として販売される保険商品」について、2019年の国税庁による法人税基本通達改正の周知、いわゆるバレンタインショック以降、当庁からも累次にわたり注意喚起を行い、監督指針の改正等を実施してきたところであるが、依然として、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動が確認されており、保険契約者保護の観点で問題が生じている。

【目的】

当庁においては、今後発生しうる保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動への対応として、国税庁との連携を更に強化し、商品審査段階及びモニタリング段階での取組を通じて、より一層の保険契約者保護を図ることとする。

(参考)保険会社向けの総合的な監督指針(抜粋)

II-4-2 保険募集管理態勢

II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点(17)その他

③ その他

保険契約の締結(名義変更等による契約の変更を含む。)又は保険募集に関して、以下の措置が講じられているか。

(略)

イ(ウ) 法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の**保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動**を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置

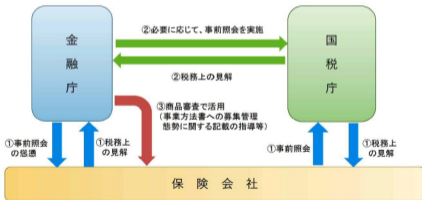
IV 保険商品審査上の留意点等

IV-1-11 法人等向け保険商品の設計上の留意点

法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の**保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動**につながる商品内容となっていないか。

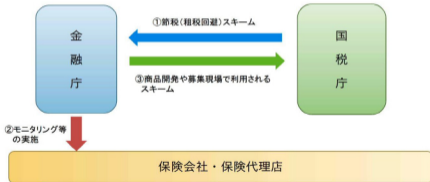
《商品審査段階》

- ① 金融庁から保険会社に対して、国税庁への税務に関する事前照会を送渡
- ② 保険会社から同意を得た上で、必要に応じて、金融庁からも国税庁に事前照会を実施
- ③ 金融庁において、事前照会の結果を商品審査で参考情報として活用（事業方法書への募集管理態勢に関する記載の指導等）



《モニタリング段階》

- ① 両庁の定期的な意見交換の場等を通じて、国税庁から金融庁に対して、保険商品に関する節税(租税回避)スキームの情報提供
- ② 金融庁において、国税庁からの情報や独自に把握した情報を活用し、保険会社・保険代理店における募集管理態勢の整備状況や販売実態等のモニタリング等を実施
- ③ 金融庁から国税庁に対して、商品開発や募集現場で利用されるスキームの情報提供



法人契約の生命保険の失効と経理処理

【Q】 当社は役員を被保険者として、当社を保険金受取人とする生命保険に加入しているが、業績の悪化により資金繰りが苦しくなり、保険料を支払うことができず、保険会社から失効した旨の通知が来た。経理処理はどのようにすべきか？

法人向け生命保険《オーナー経営者の生命保険》



事業承継ガイドライン(中小企業庁:平成28年12月、令和4年3月改訂)

1. 事業承継における生命保険の活用

事業承継に際しては納税負担や引退後の生活資金の確保等の課題に直面することとなる。近時、これらの課題への対応策として、生命保険の活用が注目されている。

生命保険の活用方法は、他の各手法と組み合わせることで、事業承継における課題への柔軟な対応が可能となる。

他方で、契約者や被保険者、保険料の支払方法や保険金の受取方法の定め方によって得られる効果が異なってくるため、生命保険を活用する目的に応じた適切な保険契約を締結する必要がある。長期間の保険料の支払いを前提とする場合もあるため、早期に専門家等へ相談すべきである。

なお、保険に関する税制上の取り扱いの変更されることがあり、課税上の取扱いについては保険契約締結時や保険期間中に十分に留意すべきである。

2. 資産の承継における生命保険金の活用

先代経営者が死亡した場合に支払われる死亡保険金には、相続税の計算上一定の非課税枠があるため、これを相続税負担の軽減に活用することが考えられ、受け取った保険金を納税資金に充てることもできる。

また、指定された死亡保険金受取人が受け取った死亡保険金は原則として遺産分割の対象とならず、遺留分算定基礎財産にも含まれないというメリットもある。これにより、後継者は死亡保険金を確実に受け取ることができ、これを納税資金や株式・事業用資産の買取資金として活用することができる。

このように生命保険は、納税負担や遺産分割、遺留分といった課題に対応するための手法として活用することができる。

(3) 生命保険のその他の活用方法

まず、事業承継時に現経営者が直前する課題として、**現経営者の引退後の生活資金の確保**が挙げられる。例えば年金型の生命保険を活用することによって、かかる課題を一定程度解消することが考えられる。

一方、会社においても、現経営者の死亡に伴い、**死亡退職金の支払いや自社株買取資金等を準備する必要**が生ずる。このような事業承継に伴う資金需要についても、会社を死亡保険金の受取人とした生命保険を活用することによって対応することが可能である。

さらに、後継者等の相続人にとっては、たとえ死亡した先代経営者が現預金等の流動資産を保有していたとしても、相続発生直後に現預金等を上記の資金需要に充てることは、遺産分割等との関係で困難である場合が多い。この点、死亡保険金は速やかに保険受取人に支払われるため、**相続発生直後の資金需要に活用できる**というメリットがある。

事業承継のための生命保険活用

1. 遺言執行者指定 相続人指定の遺言作成
①遺言作成時 相続人指定 遺言執行者指定
②遺言執行者指定 遺言作成時 相続人指定
③遺言執行者指定 遺言執行時 相続人指定
2. 遺言執行者指定 遺言執行時 相続人指定
①遺言執行者指定
②遺言執行時 相続人指定
③遺言執行時 遺言執行者指定
3. 遺言執行者指定時
①遺言執行者指定

QUESTION

- 1. **QUESTION**
 - QUESTION**
 - QUESTION**
 - QUESTION**
- 2. **QUESTION**
 - QUESTION**
 - QUESTION**
 - QUESTION**
 - QUESTION**
- 3. **QUESTION**
 - QUESTION**

事業承継税制を活用した自社株式の承継のモデルケース



法人契約の年金払特約(法人受取契約)の取扱い

支払事由発生前から年金で支払う旨を約定している収入保障保険ならびに年金払特約付契約(法人受取契約)については、年金受け取りの都度、益金計上して差し支えない。

ただし、年金支払開始時または年金支払開始後に年金の一部を一括受け取りした場合には、利益操作を抑止する観点から、その時点の未払年金現価を全額益金計上※する。

※年金の一部一括払が約款に規定されているかどうかは問わず、実際に一部一括払した契約について、未払年金現価を益金計上する。

(H15.12.15国税庁から生命保険協会へ回答)

入口だけではなく、出口も考えると...

① 国内市場

② 海外市場

③ 海外市場

④ 海外市場

⑤ 海外市場

⑥ 海外市場

⑦ 海外市場

⑧ 海外市場

⑨ 海外市場

⑩ 海外市場

福利厚生プランを考える

福利厚生プランの種類

福利厚生プランの種類は、主に以下の通りです。

1. 健康保険

健康保険は、従業員の健康を維持するための重要な福利厚生プランです。

2. 厚生年金

厚生年金は、従業員の老後の生活を支えるための重要な福利厚生プランです。

3. 雇用保険

雇用保険は、従業員の失業時の生活を支えるための重要な福利厚生プランです。

4. 労務管理

労務管理は、従業員の労働環境を改善するための重要な福利厚生プランです。

5. 退職金

退職金は、従業員の退職後の生活を支えるための重要な福利厚生プランです。

福利厚生プランのメリット

福利厚生プランのデメリット

法人税基本通達9-3-4(養老保険に係る保険料)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は当該役員又は使用人に対する給与とする。

所得税基本通達36－31（使用者契約の養老保険に係る経済的利益）

（注）2

- （1） 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。
- （2） 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

(注)2(1)の趣旨は？

債権の消滅時効

- 債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。
- 債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。債権の消滅時効は、債権者が権利を行使しないことにより、債権が消滅する制度である。

所得税基本通達36－31（使用者契約の養老保険に係る経済的利益）

（注）2

- （1） 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。
- （2） 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

所基通36-31(注)2(2)の趣旨は？

（注）2(2)は、前項第1号の「当該債権の譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産」に、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産を指す。この場合、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産は、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産を指す。この場合、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産は、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産を指す。

（注）2(2)は、前項第1号の「当該債権の譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産」に、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産を指す。この場合、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産は、債権譲渡の対価として債権者に交付されるべき金銭その他の財産を指す。

【裁決事例】福利厚生プランにおける保険金額の格差

(平27.6.19 名裁(諸)平26-44)

《事案の概要》

1. 平成15年 福利厚生プランの養老保険(満期:法人、死亡:遺族)を契約
※1年以上勤務する職員(非常勤職員を除く)を被保険者
保険金額 一律 500万円
2. 平成22年4月 上記の養老保険契約を解約し、法人受取のがん入院保険を契約
※3年以上勤務する従業員(正職員)を被保険者
がん死亡保険金額 600万円、がん入院給付金日額 6,000円
3. 平成16年4月 被保険者を理事長、常務理事(理事長の妻)とする養老保険
(満期:法人、死亡:被保険者の遺族)を契約
死亡保険金1,000万円(5件合計5,000万円)、満期保険金1,735万円
死亡保険金1,000万円(5件合計5,000万円)、満期保険金2,014万円

●平成16年から平成23年までの間、上記3. の保険料を毎年4月に支払っていた。

●平成26年3月28日付

平成21年4月、22年4月、23年4月分の源泉徴収所得税の納税告知処分、不納付加算税の賦課決定処分

● 2019年10月

2019年10月1日，中共中央、国务院印发了《关于深化人才体制机制改革的意见》，这是新时代以来党中央出台的第一个专门面向人才工作的顶层设计，也是首个对人才体制机制改革作出系统部署的纲领性文件。《意见》提出，要深化人才体制机制改革，坚持党管人才原则，坚持德才兼备、以德为先，坚持五湖四海、任人唯贤，坚持事业为上、公道正派，突出政治标准，把品德、知识、能力和业绩作为衡量人才的主要标准，坚持不拘一格降人才。《意见》还提出，要完善人才评价机制，健全以创新能力、质量、实效、贡献为导向的人才评价体系，突出原创导向，突出企业主体地位，突出市场评价导向，突出业内评价权，完善同行评议、分类评价，健全市场化评价机制，健全以创新价值、能力、贡献为导向的人才评价体系。《意见》还提出，要完善人才激励机制，健全激励机制和荣誉制度，健全知识、技术、管理、技能要素参与分配机制，健全创新激励和保障机制，健全科技人员薪酬制度，健全人才服务保障体系，健全人才流动机制，健全人才评价机制，健全人才激励机制，健全人才服务保障体系，健全人才流动机制。

● 2019年11月

2019年11月1日，中共中央、国务院印发了《关于支持深圳建设中国特色社会主义先行示范区的意见》，这是党中央、国务院支持深圳建设中国特色社会主义先行示范区的重大决策部署，是新时代以来党中央出台的第一个专门面向深圳的顶层设计，也是首个对深圳建设中国特色社会主义先行示范区作出系统部署的纲领性文件。《意见》提出，要支持深圳建设中国特色社会主义先行示范区，坚持党管人才原则，坚持德才兼备、以德为先，坚持五湖四海、任人唯贤，坚持事业为上、公道正派，突出政治标准，把品德、知识、能力和业绩作为衡量人才的主要标准，坚持不拘一格降人才。《意见》还提出，要完善人才评价机制，健全以创新能力、质量、实效、贡献为导向的人才评价体系，突出原创导向，突出企业主体地位，突出市场评价导向，突出业内评价权，完善同行评议、分类评价，健全市场化评价机制，健全以创新价值、能力、贡献为导向的人才评价体系。《意见》还提出，要完善人才激励机制，健全激励机制和荣誉制度，健全知识、技术、管理、技能要素参与分配机制，健全创新激励和保障机制，健全科技人员薪酬制度，健全人才服务保障体系，健全人才流动机制，健全人才评价机制，健全人才激励机制，健全人才服务保障体系，健全人才流动机制。

【裁決事例】福利厚生プランの福利厚生目的を是認

(平8.6.25 東載(法諸)平7-121)

《事案の概要》鉄骨鉄筋工事業を営む同族会社

郵政省、A保険株式会社、B保険相互会社、C保険相互会社で福利厚生プランに加入

保険会社	契約日	被保険者数	保険期間	保険金額
郵政省	H3.3.26	118名	10年	一律1,000万円
A保険株式会社	H3.6.27	120名	10年	一律 800万円
B保険相互会社	H4.2.25、27	115名	10年	一律2,000万円
	H4.6.7~9.18	18名追加加入		
C保険相互会社	H4.7.30、12.2	新規採用者10名	10年	一律2,000万円

事業年度	損金算入額
H3 / 3月期	11,554,000円
H4 / 3月期	107,582,000円
H5 / 3月期	278,604,000円
H6 / 3月期	105,677,940円

・銀行借入

関連会社3社を含め、支払保険料が多額になるため、銀行借入

H4.3.31:2億5,000万円、H5.3.31:2億2,000万円

借入申込書によると、借入金は本件生命保険契約の解約返戻金によって一括して返済し、借入期間はそれぞれ7年間及び6年間とする旨が記載されていた

・契約時の被保険者の署名・押印

保険会社の職員や担当者が代行していた

・その他

- ・被保険者である従業員等が退職した場合を除き、解約はしていない
- ・一括加入後に入社した従業員については、追加加入の手続きがとられている
- ・平成6年10月に病気死亡した従業員については、合計で約3,000万円の死亡保険金が支払われている

QUESTION

1. A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the NPV of the project.

2. A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the IRR of the project.

3. A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the payback period of the project.

Introduction

The purpose of this document is to provide a comprehensive overview of the project's objectives, scope, and timeline. It is intended for all stakeholders involved in the project, including team members, management, and external partners.

The project aims to develop a new software solution that addresses the current challenges faced by our organization. The primary goals are to improve operational efficiency, reduce costs, and enhance the user experience. The project will be managed using agile methodologies to ensure flexibility and rapid response to changing requirements.

The project is organized into several key phases: requirements gathering, design, development, testing, and deployment. Each phase has specific deliverables and milestones. The project team is composed of experts in various fields, and we have established a clear communication plan to ensure transparency and collaboration throughout the project lifecycle.

We are committed to delivering a high-quality solution that meets the needs of our stakeholders. Regular progress reports and stakeholder meetings will be held to keep everyone informed and engaged. Your feedback and input are highly valued and will be incorporated into the project as needed.

受取人指定の生命保険金は受取人固有の財産



受取人指定の生命保険金は受取人固有の財産

- 受取人指定の生命保険金は受取人固有の財産
- 受取人指定の生命保険金は受取人固有の財産

受取人指定の生命保険金は受取人固有の財産

代償分割における生命保険の活用

遺言・遺贈・相続放棄・相続分・相続人・相続財産

- 1. 遺言・遺贈・相続放棄・相続分・相続人・相続財産
- 2. 遺言・遺贈・相続放棄・相続分・相続人・相続財産
- 3. 遺言・遺贈・相続放棄・相続分・相続人・相続財産

